

天理市告示第75号

放置自転車等の移動費及び保管費の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

天理市長 並 河 健

記

受託者 奈良県橿原市八木町1丁目8番15号

東洋テック株式会社 TEAM TENRI

共同事業体

阪神管理サービス株式会社

代表取締役社長 清水 克益

委託事務の範囲 放置自転車等の移動費及び保管費の徴収事務